

議 第 46 号

令和 8 年 2 月 16 日提出

熊本市学校給食費条例の一部改正について

熊本市学校給食費条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市学校給食費条例の一部を改正する条例

熊本市学校給食費条例（平成 31 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「保護者等」の次に「(規則で定める者を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提出理由)

小学校及び特別支援学校の小学部の児童に係る学校給食費を無償化するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市学校給食費条例（平成31年条例第18号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>第1条 【略】 （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 学校給食 法第3条第1項及び特別支援学校給食法第2条の学校給食をいう。</p> <p>(2) 学校給食費 法第11条第1項及び特別支援学校給食法第5条第1項に規定する経費以外の学校給食に要する経費をいう。</p> <p>(3) 保護者等 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条の保護者をいう。）</p> <p>イ 学校給食を受ける生徒であって成年に達したものの就学に要する経費を負担する者</p> <p>(4) 教職員等 児童又は生徒以外の者であって学校給食を受ける教職員その他のものをいう。</p> <p>(5) 教職員等給食費 学校給食費に相当する額として教職員等が負担すべき費用をいう。</p> <p>（学校給食費等の徴収等）</p>	<p>第1条 【略】 （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 学校給食 法第3条第1項及び特別支援学校給食法第2条の学校給食をいう。</p> <p>(2) 学校給食費 法第11条第1項及び特別支援学校給食法第5条第1項に規定する経費以外の学校給食に要する経費をいう。</p> <p>(3) 保護者等 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条の保護者をいう。）</p> <p>イ 学校給食を受ける生徒であって成年に達したものの就学に要する経費を負担する者</p> <p>(4) 教職員等 児童又は生徒以外の者であって学校給食を受ける教職員その他のものをいう。</p> <p>(5) 教職員等給食費 学校給食費に相当する額として教職員等が負担すべき費用をいう。</p> <p>（学校給食費等の徴収等）</p>	

第3条 市長は、保護者等 (規則で定める者を除く。)
から学校給食費を、教職員等から教職員等給食費を徴
収する。

2 学校給食費及び教職員等給食費の額、徴収方法及び
納期限は、規則で定める。

第4条～第6条 【略】

第3条 市長は、保護者等 _____
から学校給食費を、教職員等から教職員等給食費を徴
収する。

2 学校給食費及び教職員等給食費の額、徴収方法及び
納期限は、規則で定める。

第4条～第6条 【略】

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。